第61回
定時株主総会
招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

場所

長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社6階会議室
（後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

目次

第61回定時株主総会招集ご通知 … 1

事業報告…… 3
連結計算書類……16
計算書類……27
監査報告書……36
株主総会参考書類……41
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

株式会社ヤマウラ
証券コード：1780

証券コード　1780
2020年６月10日

株 主 各 位

長野県駒ヶ根市北町22番１号
株式会社ヤマウラ
代表取締役社長　山　浦　正　貴

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　長野県駒ヶ根市北町22番１号
当社本社６階会議室
（後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項　1　第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2　第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）９名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamaura.co.jp/ir/ir-news/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用、所得環境の改善による個人消費の持ち直しなどで、緩やかな回復基調が続いたものの、下期以降は消費税率の引き上げ、台風など自然災害の発生などに加え、特に年度末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大が、各方面に大きな影響を及ぼし、経済の先行きは極めて不透明な状況となりました。

当社グループの中核事業である建設業界におきましても、通期では公共投資、民間の設備投資共に比較的堅調に推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染問題の今後の影響を強く懸念する状況になりました。

このような状況のもと、当社グループは、受注高、売上高及び、利益確保のため、BIM、VRなどICT技術を使った営業活動、建設事業部とエンジニアリング事業部とのシナジー効果を活かした営業活動を積極的に展開した他、設計・施工部門においてもBIM、マシンガイダンス、3Dレーザースキャナーなどの活用範囲を広げ、現場のスマート化にも取り組みました。更に引き続きIEを主としたKAIZEN活動の全社展開や仮設資材などの軽量化・省力化による工数削減などで、品質向上と原価低減に取り組むとともに、販売費及び一般管理費の一層の削減に努めた結果、受注高、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに、当初計画の業績を達成いたしました。

当連結会計年度の業績は、開発事業等を含む受注高297億98百万円、売上高237億69百万円、営業利益13億99百万円、経常利益15億17百万円、親会社株主に帰属する当期純利益９億54百万円となりました。

【事業の種類別セグメント】

（建設事業）

建設事業につきましては、受注高233億３百万円、売上高179億97百万円、営業利益12億44百万円となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、受注高30億59百万円、売上高23億36百万円、営業利益３億５百万円となりました。

(開発事業等)

開発事業等につきましては、首都圏でのマンション分譲事業を中心に、売上高34億64百万円、営業利益２億57百万円となりました。

(2) セグメント別営業の状況

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度売上高
建築部門	15,144
土木部門	2,853
エンジニアリング事業	2,336
開発事業等	3,464
調整額	△ 29
合計	23,769

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は、高所作業車、モーターグレーダー等、機械装置、車両運搬具の購入、新基幹システムソフトウェア開発等総額621百万円であります。

これら設備投資に要した資金は、手持資金を充当いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境は、公共投資は当面国土強靭化対策などにより底堅く推移するものと見込まれておりますが、一方、民間の設備投資は、新型コロナウイルス感染問題が今後の企業活動に与える影響なども含めて予測しがたい状況にあります。更に引き続き業者間の受注競争が厳しい事や、原材料費の上昇、技能者の不足、働き方改革への対応など、依然として経営上の課題や業績下振れのリスクを抱えており、事業環境が不透明で厳しい状況にあることに変わりません。

この様な状況下、当社グループは、

①顧客満足度のあくなき追求

②技術者集団・技能者集団の形成、協力業者の育成

③建築事業、土木事業、エンジニアリング事業、開発事業、夫々に収益確保の戦略実施

④各事業のシナジー効果を活かし、相互にバランスの取れた事業展開

⑤働き方改革の推進と生産性向上の実現

⑥企業倫理の徹底と社会的責任の実践

を基本方針に掲げ、グループ全体の成長、売上高、収益の確保を目指してまいります。

より健全な財務体質を目指し、株主の皆様に対する安定的な配当、還元に努めてまいりますので株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（10）財産および損益の状況

区分（単位） ＼ 期別	第 58 期 自 2016年10月 1 日 至 2017年 9 月30日	第 59 期 自 2017年10月 1 日 至 2018年 3 月31日	第 60 期 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日	第 61 期 自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日
受注高（百万円）	22,054	17,265	25,022	29,798
売上高（百万円）	22,242	14,135	32,305	23,769
経常利益（百万円）	1,735	1,265	2,043	1,517
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,328	829	1,230	954
1株当たり当期純利益（円）	70.20	43.82	66.89	51.34
総資産（百万円）	20,401	21,735	25,707	21,267
純資産（百万円）	12,775	13,787	13,982	14,884

（注）1. 第59期につきましては、事業年度の変更に伴い、2017年10月１日から2018年３月31日までの６ヵ月間となっております。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を第60期の期首から適用しており、第59期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の額となっております。

（11）重要な親会社および子会社の状況

子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ヤマウラ企画開発㈱	200百万円	100%	不動産の売買・賃貸借

当社の連結子会社は、ヤマウラ企画開発㈱１社であります。

(12) 主要な事業内容

当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可〔(般特－27) 第9358号〕を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行う他、環境関連装置、情報通信設備、プラント設備、大型産業機械、橋梁等大型鋼構造物等の設計製作に関する事業を行っております。併せて不動産の売買、賃貸ならびに宅地開発、分譲マンション事業を当社と子会社であるヤマウラ企画開発㈱が行っております。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
353名	5名減	43.9才	13.6年

(注) 1. 上記従業員数には、嘱託、準社員、およびパートタイマーを含んでおります。
2. 平均年令、平均勤続年数は、小数点以下第２位を四捨五入して算出しております。

(14) 主要な事業所

① 本社・建築・土木部門　　長野県駒ヶ根市北町22番１号
② エンジニアリング事業部　　長野県駒ヶ根市東町19番16号
③ 支店・営業所

名称	所在地
長野支店	長野県長野市青木島町青木島乙269－４
佐久支店	長野県佐久市長土呂南上中原764－３
松本支店	長野県松本市島立867番１
諏訪支店	長野県茅野市ちの字丁田2799番地１
辰野支店	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地３
伊那支店	長野県伊那市中央417番地１
飯田支店	長野県飯田市育良町一丁目10番３
東京支店	東京都中央区日本橋三丁目８番２号

④ ヤマウラ企画開発㈱　　東京都中央区日本橋三丁目８番２号

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

（1）株式に関する事項

① 発行済株式の総数　21,103,514株

② 株主数　31,389名

③ 大株主

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
㈱信州エンタープライズ	3,841	20.2
ヤマウラ従業員持株会	2,460	12.9
㈱八十二銀行	668	3.5
アルプス中央信用金庫	500	2.6
㈱長野銀行	444	2.3
綿半ホールディングス㈱	429	2.2
山浦玲子	364	1.9
山浦速夫	359	1.8
山浦康民	358	1.8
日本マスタートラスト信託銀行㈱	283	1.4

（注）1. 当社は、自己株式 2,403,493株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託が保有する自己株式（227,300株）を除いた自己株式（2,176,193株）を控除して計算しております。

④ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

会社における地位	担当および重要な兼職の状況	氏名
代表取締役会長	ヤマウラ企画開発㈱代表取締役社長 ㈱信州エンタープライズ代表取締役社長	山浦速夫
代表取締役社長		山浦正貴
取締役副社長	建設事業部長兼駒ヶ根支店長	保科茂雄
専務取締役	管理本部長	中島光孝
専務取締役	営業本部長	藤木公明
常務取締役	技術本部長	小林寛勝
取締役	首都圏事業部長兼東京支店長	川田昌伸
取締役	エンジニアリング事業部長	山下良一
取締役	営業本部副本部長兼佐久支店長	赤羽一成
社外取締役 (監査等委員)	税理士法人りんどう会計代表社員	村上資昌
社外取締役 (監査等委員)	税理士	小池勇
社外取締役 (監査等委員)	税理士	中坪敬治

(注) 1. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、重要会議に出席し情報の収集をする他、内部監査部門、執行役から定期的にヒアリングを行い監査の実効性を確保していることから常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 2019年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長山浦恭民氏は退任いたしました。
3. 社外取締役村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏は独立役員に指定しております。
4. 監査等委員村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏は、税理士の資格を有しており会計、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役の報酬等の額

取締役(監査等委員を除く) 10名　133,904千円

取締役(監査等委員) 3名　11,100千円（うち社外 3名 11,100千円)

(注) 1. 監査等委員を除く取締役に対する報酬等の額には、2019年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました山浦恭民氏に対する報酬額 7,949千円が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③　社外役員に関する事項

ア　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役 (監査等委員)	村　上　資　昌	当事業年度に開催された取締役会６回の全てに、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に適宜適切な発言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	小　池　　勇	当事業年度に開催された取締役会６回の全てに、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に適宜適切な発言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	中　坪　敬　治	当事業年度に開催された取締役会６回の全てに、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に適宜適切な発言を行っております。

イ　責任限定契約の概要

当社は、社外取締役村上資昌氏、小池勇氏並びに中坪敬治氏との間で責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

ウ　当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

誠栄監査法人

② 報酬等の額

a. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額

20,000千円

b. 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額 －千円

合計 20,000千円

（注）a.の報酬等の額については、会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していないため、その合計額を記載しております。

③ 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

20,000千円

④ 監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、誠栄監査法人の報酬について会計監査人としての業務内容、監査体制を考慮した結果、上記金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記の他、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案を決定します。

3. 会社の体制および方針

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として次のとおり決議しております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・代表取締役社長が繰り返し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを役職員に伝え、徹底する。

・管理本部総務・人事チームをコンプライアンス統括部門として、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、及び問題点の把握に努める。
各事業部長をコンプライアンス責任者として、各事業部に固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

・コンプライアンス責任者、取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに管理本部総務・人事チームに報告する。報告を受けた管理本部総務・人事チームは、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議し、実施させる。

・管理本部総務・人事チームと監査等委員は、日ごろから連携して全社のコンプライアンス体制及び、コンプライアンス上の問題点の有無の調査に努める。

・管理本部総務・人事チームと監査等委員会は定期的に会合を持ち情報交換に努める。また、必要に応じて監査法人の出席を求め、意見の聴取を行う。

・職員の法令・定款違反行為については、管理本部総務・人事チームから賞罰委員会に処分を求め、役員の法令・定款違反については、監査等委員会が、取締役会に対して具体的な処分を答申する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

・取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規定に従い、適切かつ確実に保存する。

・取締役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制
・コンプライアンス、訴訟、環境、災害、品質、情報セキュリティーに係るリスクについては、それぞれの担当部署（ISO14001・ISO9001・OHSAS18001を統合したPAS99の事務局・災害対策委員会を含む）において、規則ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者、責任部署を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・社内の規定に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、経営執行会議において担当役員、執行役員ごとの目標管理のレビュー･プレビューを実施する。

株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の内部管理体制に責任を負う取締役を取締役管理本部長とし、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社の内部監査室が定期監査を行い取締役会に報告する。
・子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については、事前協議を行う。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し人事異動、評価等についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得る。

取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制
・取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社の企業集団に重大な損害を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況の内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行う。

・当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告、情報提供を行う。

監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
・監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は、償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は償還の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用、又は債務が当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員は必要に応じて重要な会議に出席して、意見を述べることができる。
・監査等委員会は職務の遂行上必要と判断したときは、取締役、使用人、及び会計監査人に対して報告を求めることができる。

財務報告の適正性を確保するための体制
・財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
・当社は、反社会的勢力･団体に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不法･不当要求行為に対しては、断固これを拒否することを基本方針としている。
・この基本方針に基づき、本社管理本部総務・人事チームを対応統括部署として、不当要求防止責任者を選任し、必要に応じて所轄警察署や暴力追放運動推進センター等関連諸団体、弁護士等と連携して対応しており、社員に対しては、対策マニュアルを配布し、研修を行っている。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、夫々の基本方針に基づいて具体的な取組を行うとともに、その運用状況について重要な不備がないか常時モニタリングを行っております。

また、役員および執行役員各部門長が出席し、毎週開催される執行役員会議において、内部統制システムの重要性、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,687,002**	**流動負債**	**5,670,476**
現金預金	2,064,204	工事未払金等	1,680,912
受取手形・完成工事未収入金等	3,264,002	短期借入金	1,400,000
電子記録債権	688,724	未払法人税等	61,548
販売用不動産	3,620,683	未成工事受入金	1,329,774
未成工事支出金	964,133	賞与引当金	185,000
開発事業等支出金	2,665,131	完成工事補償引当金	238,731
未収入金	2,259,106	工事損失引当金	93,312
その他流動資産	161,016	株主優待引当金	127,827
固定資産	**5,580,918**	未払消費税	18,869
有形固定資産	**3,432,242**	その他流動負債	534,501
建物・構築物	1,631,122	**固定負債**	**713,157**
機械・運搬具・工具器具・備品	548,275	長期未払金	167,880
土地	1,251,041	長期借入金	210,120
リース資産	322	長期繰延税金負債	886
建設仮勘定	1,480	資産除去債務	258,007
無形固定資産	**471,358**	その他固定負債	76,263
ソフトウェア	429,367	**負債合計**	**6,383,633**
その他無形固定資産	41,990	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,677,317**	**株主資本**	**14,623,052**
投資有価証券	934,198	資本金	2,888,492
長期貸付金	3,446	資本剰余金	1,995,602
破産・更生債権	11,144	利益剰余金	10,773,681
敷金保証金	102,131	自己株式	△1,034,723
長期繰延税金資産	401,127	**その他の包括利益累計額**	**261,235**
退職給付に係る資産	1,136	その他有価証券評価差額金	266,198
その他の投資等	253,877	退職給付に係る調整累計額	△4,962
貸倒引当金	△29,744	**純資産合計**	**14,884,287**
資産合計	**21,267,921**	**負債・純資産合計**	**21,267,921**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	20,334,405	
開発事業等売上高	3,434,946	23,769,352
売上原価		
完成工事原価	16,778,468	
開発事業等売上原価	2,930,147	19,708,616
売上総利益		
完成工事総利益	3,555,936	
開発事業等総利益	504,799	4,060,735
販売費及び一般管理費		**2,661,157**
営業利益		**1,399,577**
営業外収益		
受取利息配当金	105,599	
受取手数料	15,580	
その他営業外収益	29,331	150,511
営業外費用		
支払利息	32,569	
その他営業外費用	0	32,570
経常利益		**1,517,519**
特別利益		
固定資産売却益	1,600	1,600
特別損失		
固定資産売却損	41	
固定資産除却損	13,000	13,042
税金等調整前当期純利益		**1,506,077**
法人税、住民税及び事業税		512,723
法人税等調整額		39,301
当期純利益		**954,052**
親会社株主に帰属する当期純利益		**954,052**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2019年４月１日残高	2,888,492	1,995,602	9,914,265	△1,299,965	13,498,394	474,158	10,445	484,603	13,982,998
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△47,318		△47,318				△47,318
剰余金の配当（中間配当）			△47,318		△47,318				△47,318
親会社株主に帰属する当期純利益			954,052		954,052				954,052
自己株式の取得				△36	△36				△36
自己株式の処分				265,278	265,278				265,278
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						△207,960	△15,408	△223,368	△223,368
連結会計年度中の変動額合計			859,415	265,241	1,124,657	△207,960	△15,408	△223,368	901,288
2020年３月31日残高	2,888,492	1,995,602	10,773,681	△1,034,723	14,623,052	266,198	△4,962	261,235	14,884,287

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　ヤマウラ企画開発㈱

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

Ⅱ．重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

その他のたな卸資産……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし1998年４月１日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年４月１日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取債権および貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

（1）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（2）数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

6. 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. 消費税等に相当する額の会計処理方法

消費税等に相当する額の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、資産にかかわる控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®))

当社は、2018年6月4日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。

①取引の概要

本プランは、「株式会社ヤマウラ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、今後7年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度203,709千円、227,300株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、当連結会計年度210,120千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　4,203,566千円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物　　56,200千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数　　21,103,514株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	47,318	2.5	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月14日取締役会	普通株式	47,318	2.5	2019年9月30日	2019年12月17日

(注) 1. 2019年6月27日定時株主総会において決議の配当金の総額には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託が保有する配当金1,308千円が含まれております。
2. 2019年11月14日取締役会において決議の配当金の総額には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託が保有する配当金824千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2020年6月26日定時株主総会	普通株式	47,318	利益剰余金	2.5	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 配当金の総額には、株式会社ヤマウラ従業員持株会専用信託が保有する配当金568千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に首都圏での不動産開発事業を行うための事業計画に照らして、必要資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また一部の取引先企業等に対して長期貸付を行っており、信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金等は、１年以内の支払期日でありますが、流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等、未収入金、短期貸付金および長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

有価証券および投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位　千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
資産の部			
（1）現金預金	2,064,204	2,064,204	－
（2）受取手形・完成工事未収入金等	3,264,002	3,264,002	－
（3）電子記録債権	688,724	688,724	－
（4）未収入金	2,259,106	2,259,106	－
（5）投資有価証券	919,616	919,616	－
（6）破産・更生債権	11,144	11,144	
△貸倒引当金	△　11,144	△　11,144	
	－	－	－
負債の部			
工事未払金等	1,680,912	1,680,912	－

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産の部

（1）現金預金　（2）受取手形・完成工事未収入金等　（3）電子記録債権　（4）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

（6）破産・更生債権

破産・更生債権については、担保による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定し、全額を貸倒引当金として計上しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債の部

工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）

非上場株式（連結貸借対照表計上額14,581千円）は市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社および連結子会社は、長野県内およびその他の地域に賃貸物件（土地を含む）を有しております。2020年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、100百万円（賃貸収益は、開発事業等売上高に、主な賃貸費用は、開発事業等売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
543,725	△2,292	541,433	474,013

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士の評価を基に、固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(１株当たり情報に関する注記)

1. １株当たり純資産額　795円95銭
2. １株当たり当期純利益　51円34銭

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,275,045**	**流動負債**	**4,243,675**
現金預金	1,998,888	工事未払金	1,661,544
完成工事未収入金	3,106,624	未払金	253,366
受取手形	143,938	未払法人税等	54,272
電子記録債権	688,724	未払消費税	18,869
販売用不動産	220,953	未払費用	108,519
未成工事支出金	964,133	未成工事受入金	1,329,774
材料貯蔵品	19,302	賞与引当金	185,000
短期貸付金	5,850,000	完成工事補償引当金	238,731
その他の流動資産	282,481	工事損失引当金	93,312
固定資産	**5,994,314**	株主優待引当金	127,827
有形固定資産	**2,916,483**	その他の流動負債	172,458
建物	1,222,248	**固定負債**	**712,070**
構築物	14,925	長期未払金	167,880
機械装置	394,528	長期借入金	210,120
車輌運搬具	101,648	資産除去債務	258,007
建設仮勘定	1,480	その他の固定負債	76,063
土地	1,129,276	**負債合計**	**4,955,746**
その他の有形固定資産	52,376	**純資産の部**	
無形固定資産	**471,208**	**株主資本**	**14,047,415**
借地権	28,523	資本金	2,888,492
温泉施設利用権	2,210	資本剰余金	1,995,602
ソフトウェア	429,218	資本準備金	1,995,602
その他の無形固定資産	11,257	利益剰余金	10,198,044
投資その他の資産	**2,606,621**	利益準備金	169,832
投資有価証券	934,198	その他利益剰余金	10,028,212
関係会社株式	200,000	特別償却準備金	20,767
長期貸付金	803,446	固定資産圧縮積立金	45,362
長期前払費用	3,484	別途積立金	3,460,000
敷金及び保証金	101,327	繰越利益剰余金	6,502,082
長期繰延税金資産	325,336	自己株式	△1,034,723
破産・更生債権	11,144	**評価・換算差額等**	**266,198**
退職給付に係る資産	8,245	その他有価証券評価差額金	266,198
その他の投資等	249,182		
貸倒引当金	△29,744	**純資産合計**	**14,313,613**
資産合計	**19,269,359**	**負債・純資産合計**	**19,269,359**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自　2019年4月1日　至　2020年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	20,334,405	
開発事業等売上高	231,185	20,565,590
売上原価		
完成工事原価	16,793,882	
開発事業等売上原価	140,186	16,934,069
売上総利益		
完成工事総利益	3,540,522	
開発事業等総利益	90,999	3,631,521
販売費及び一般管理費		**2,449,093**
営業利益		**1,182,427**
営業外収益		
受取利息配当金	180,294	
受取手数料	26,590	
その他営業外収益	28,552	235,437
営業外費用		
その他営業外費用	0	0
経常利益		**1,417,865**
特別利益		
固定資産売却益	1,600	1,600
特別損失		
固定資産売却損	41	
固定資産除却損	13,000	13,042
税引前当期純利益		**1,406,423**
法人税、住民税及び事業税		475,207
法人税等調整額		14,858
当期純利益		**916,357**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年４月１日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	35,032	47,419	3,460,000	5,664,040	9,376,324
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩					△14,264			14,264	
固定資産圧縮積立金の取崩						△2,056		2,056	
剰余金の配当								△47,318	△47,318
剰余金の配当（中間配当）								△47,318	△47,318
当期純利益								916,357	916,357
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計					△14,264	△2,056		838,042	821,722
2020年３月31日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	20,767	45,362	3,460,000	6,502,082	10,198,044

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日残高	△1,299,965	12,960,453	474,158	474,158	13,434,612
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当		△47,318			△47,318
剰余金の配当（中間配当）		△47,318			△47,318
当期純利益		916,357			916,357
自己株式の取得	△36	△36			△36
自己株式の処分	265,278	265,278			265,278
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△207,960	△207,960	△207,960
事業年度中の変動額合計	265,241	1,086,963	△207,960	△207,960	879,003
2020年３月31日残高	△1,034,723	14,047,415	266,198	266,198	14,313,613

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

その他のたな卸資産……移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
……定率法
ただし1998年４月１日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年４月１日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）
……定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
受取債権及び貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金
完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(4) 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

(5) 株主優待引当金
株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7. 消費税等に相当する額の会計処理方法

消費税等に相当する額の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、資産にかかわる控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®))

信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）に関する注記については、「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,034,841千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	5,850,000千円
長期金銭債権	800,000千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次の通りであります。

建物・構築物	56,200千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	
開発事業等売上高	29,905千円
営業外取引	
受取利息	53,679千円
受取配当金	100,000千円
受取手数料	11,010千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	2,403,493株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別内訳

繰延税金資産	
長期未払金	26,378千円
販売用不動産評価損	68,906千円
貸倒引当金	7,299千円
賞与引当金	55,870千円
完成工事補償引当金	72,096千円
工事損失引当金	28,180千円
資産除去債務	40,040千円
試験研究費	71,251千円
減損損失	59,561千円
その他	129,144千円
繰延税金資産小計	558,730千円
評価性引当金	△87,168千円
繰延税金資産合計	471,561千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△115,119千円
固定資産圧縮積立金	△19,627千円
退職給付費用	△2,490千円
特別償却準備金	△8,988千円
繰延税金負債合計	△146,225千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ヤマウラ企画開発㈱	東京都中央区	200,000	不動産の売買・賃貸借	所有直接100%	資金援助	資金の貸付	2,605,120	短期貸付金	5,850,000
									長期貸付金	800,000
							受取利息	53,679	未収入金	—

(注) ヤマウラ企画開発㈱に対する資金の返済については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 765円43銭
2. 1株当たり当期純利益 49円31銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

株式会社　ヤ　マ　ウ　ラ
　取締役会　御中

誠 栄 監 査 法 人
愛知県名古屋市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　渡　辺　章　宏　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　紳　示　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

株式会社　ヤ　マ　ウ　ラ
　取締役会　御中

誠 栄 監 査 法 人
愛知県名古屋市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　渡　辺　章　宏　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　紳　示　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

株式会社ヤマウラ　監査等委員会

社外取締役　監査等委員　　村　上　資　昌　㊞

社外取締役　監査等委員　　小　池　　勇　㊞

社外取締役　監査等委員　　中　坪　敬　治　㊞

(注) 監査等委員村上資昌及び小池勇並びに中坪敬治は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、また内部留保にも意を用いまして下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき２円50銭　　総額47,318,302円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年６月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）９名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社の株式数
1	やまうらはやお 山浦速夫 （1941年５月23日生）	1966年４月　当社入社 1973年４月　当社建設部長 1981年12月　当社取締役建設部長 1986年５月　当社取締役建設事業部長 1989年10月　当社専務取締役建設事業部長 1991年10月　当社専務取締役統括専務兼建設事業部長 1993年４月　当社専務取締役統括専務兼建築本部長 1998年４月　当社専務取締役統括専務兼建設事業本部長 2002年12月　当社代表取締役副社長 2004年12月　当社代表取締役社長 2004年12月　ヤマウラ企画開発㈱代表取締役社長（現任） 2006年12月　当社最高顧問会長 2007年12月　当社代表取締役会長兼社長 2009年12月　当社代表取締役社長 2019年６月　㈱信州エンタープライズ代表取締役社長（現任） 当社代表取締役会長（現任）	359,024株
2	やまうらまさき 山浦正貴 （1971年５月28日生）	2000年11月　当社入社 2005年５月　当社佐久支店長 2011年７月　当社駒ヶ根支店長 2011年12月　当社取締役駒ヶ根支店長 2013年12月　当社常務取締役管理本部副本部長 2014年12月　当社取締役副社長 2016年４月　当社代表取締役副社長 2019年６月　当社代表取締役社長（現任）	99,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式数
3	ほしなしげお 保科茂雄 (1956年9月9日生)	1982年３月　当社入社 1989年４月　当社伊那支店長 1998年２月　当社建築営業部長 1998年12月　当社取締役建築営業部長 2002年12月　当社常務取締役営業本部長 2004年12月　当社専務取締役営業本部長 2006年10月　当社取締役建設事業本部長兼営業本部長 2006年12月　当社専務執行役員建設事業本部長 2007年12月　当社専務取締役建設事業本部長兼営業本部長 2011年12月　当社取締役副社長建設事業部長兼駒ヶ根支店長（現任）	15,000株
4	なかじまみつたか 中島光孝 (1955年１月２日生)	1978年３月　当社入社 1996年４月　当社総務部長 1998年12月　当社取締役総務部長 2002年12月　当社取締役管理部長 2004年12月　当社常務取締役管理部長 2006年10月　当社取締役管理本部長 2006年12月　当社専務取締役管理本部長 2007年12月　当社常務取締役管理本部長 2011年12月　当社専務取締役管理本部長（現任）	5,000株
5	ふじききみあき 藤木公明 (1958年８月22日生)	1977年３月　当社入社 1995年４月　当社松本支店長 2002年12月　当社常務執行役員長野支店長 2009年12月　当社取締役営業本部副本部長兼長野支店長 2011年12月　当社常務取締役営業本部長 2019年６月　当社専務取締役営業本部長（現任）	5,800株
6	こばやしひろかつ 小林寛勝 (1957年２月８日生)	1975年４月　当社入社 2003年10月　当社執行役員技術本部長 2009年12月　当社取締役技術本部長 2019年６月　当社常務取締役技術本部長（現任）	20,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式数
7	かわだまさのぶ 川田昌伸 (1955年3月22日生)	2001年4月　当社入社 2004年10月　当社首都圏事業部長 2006年12月　当社常務執行役員兼首都圏事業部長 2007年12月　当社取締役首都圏事業部長兼東京支店長(現任)	3,661株
8	やましたりょういち 山下良一 (1956年5月10日生)	1979年3月　当社入社 2001年10月　当社エンジニアリング事業部部長 2002年12月　当社執行役員兼エンジニアリング事業部長 2007年12月　当社取締役エンジニアリング事業部長(現任)	11,900株
9	あかはねかずなり 赤羽一成 (1957年1月17日生)	2003年8月　当社入社 2011年12月　当社執行役員営業本部副本部長兼佐久支店長 2014年12月　当社取締役営業本部副本部長兼佐久支店長 2020年4月　当社取締役営業本部副本部長(現任)	17,435株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現在の監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社の株式数
1	むらかみすけまさ 村上資昌 (1945年５月８日生)	1964年４月　関東信越国税局総務部総務課 1997年７月　伊那税務署長 2001年７月　国税庁長官官房関東信越派遣首席国税庁監察官 2003年７月　関東信越国税局徴収部長 2004年８月　村上税理士事務所開設 2010年３月　税理士法人りんどう会計代表社員 2015年12月　当社社外取締役 2016年12月　当社監査等委員　社外取締役（現任） 2020年４月　税理士法人りんどう会計（現任）	― 株
2	こいけいさむ 小池勇 (1947年２月15日生)	1965年４月　関東信越国税局総務部総務課 1999年７月　飯田税務署長 2000年７月　関東信越国税局徴収部特別整理第一部門統括国税徴収官 2002年７月　関東信越国税局徴収部特別整理総括課長 2004年７月　松本税務署長 2006年８月　小池勇税理士事務所（現任） 2016年12月　当社監査等委員　社外取締役（現任）	― 株
3	なかつぼけいじ 中坪敬治 (1955年12月８日生)	1974年４月　関東信越国税局総務部総務課 2011年７月　秩父税務署長 2012年７月　関東信越国税局調査査察部調査第一部門統括国税調査官 2014年７月　関東信越国税局課税第一部国税訟務官室室長 2015年７月　春日部税務署長 2016年８月　中坪敬治税理士事務所 2016年12月　当社監査等委員　社外取締役（現任） 2019年６月　税理士法人あおば会計（現任）	― 株

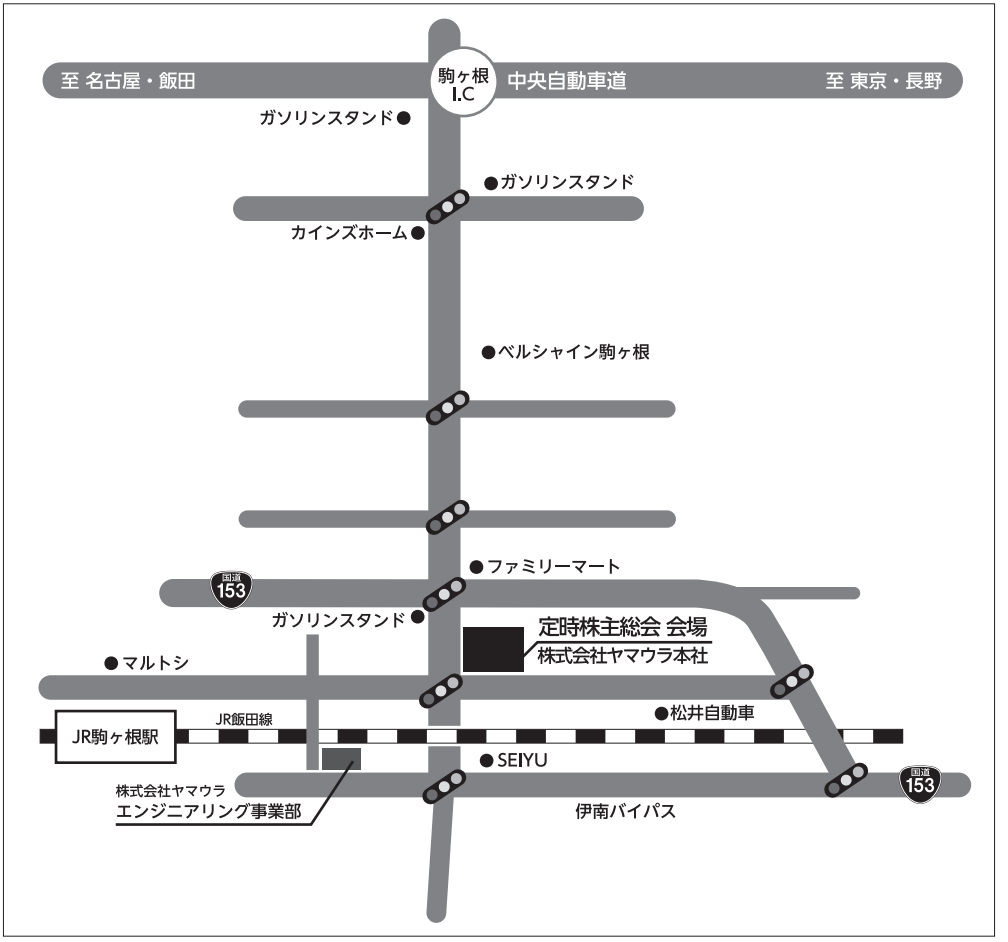
（注）1.　村上資昌、小池勇、中坪敬治の３氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2.　各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 村上資昌氏は税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。また会計事務所の代表社員として、多くの企業の経営指導に携わった経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 小池勇氏は、税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。税務職員として多くの企業の会計に精通した経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 中坪敬治氏は税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。会計事務所における経営指導の経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 村上資昌氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年６ヶ月となります。また、小池勇氏及び中坪敬治氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年６ヶ月となります。
7. 村上資昌、小池勇、中坪敬治の３氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
8. 当社は、村上資昌氏、小池勇氏及び中坪敬治氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、３氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　長野県駒ヶ根市北町22番１号
　　当社本社　　６階会議室



交通のご案内　JR飯田線 駒ヶ根駅 下車　徒歩約７分
　　中央自動車道 駒ヶ根インターから車で約６分